

「政策の目標」	政策目標5－1：内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等			
(評価書 325 頁)				
評価意見				
評価基準ごとの審査		評価の判断理由等		
1 「政策の目標」の達成度		<p>(基本的状況) 関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国際産業の実情、需要者への影響等を総合的に勘案し、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要がある。</p> <p>(20年度の運営概況) 21 年度関税改正においては、税關における水際取締りの充実・強化及び国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充に関する改正を行うとともに、特殊関税の制度・手続の見直し等を行った。 また、特殊関税の運用については、南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税や米国バーク修正条項に対する報復関税の適用期限の延長等を行った。</p> <p>(達成度に係る評価の理由等) 関税改正に当たっては、関税・外国為替等審議会や官民協議会等での意見を踏まえるなど、内外の経済情勢や国民のニーズの把握に努め、適切な関税改正を実施するとともに、特殊関税についても、WTO協定及び国内関係法令等に基づき、透明かつ公平、適正に運用したため、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(今後の課題) 今後とも、①内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善、②WTO協定及び国内関係法令等に基づいた特殊関税制度の透明かつ公平、適正な運用を引き続き推進していく。</p>		
2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性		<p>(事務運営プロセスに係る評価の理由等) (適切性) 21 年度関税改正に当たっては、内外の経済情勢、貿易動向、国民のニーズ等を踏まえ、関係省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を反映し、関税改正作業を行った。また、特殊関税については、WTO協定及び国内関係法令等に基づき、透明かつ公平、適正に運用した。</p> <p>(有効性) 21 年度関税改正に当たり、関係省庁からの要望等を踏まえ、国民のニーズの的確な把握に努めるとともに、検討に当たっては、内外の市況や国内の生産者の状況など客観的なデータの収集を行い、改正作業に活用した。</p> <p>(効率性) 21 年度関税改正に当たり、要望を受け付ける際に客観的情報等の提示を求めるとともに、関係省庁との協議の際、それらの資料の十分な活用に努めるなど、効率的な事務運営に努めた。</p>		
3 結果の分析の的確性		<p>(結果の分析の的確性に係る評価の理由等) 参考指標を設定した上で、目標を巡る内外の社会経済情勢の説明を行った。</p>		
4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言		<p>(今後の提言等) (政策の改善) 関税改正要望について関係省庁との協議をより一層行うとともに、今後とも官民の検討の場における議論等を踏まえるなど国民のニーズの的確な把握に努める。</p>		
講評 (財務省の政策評価の在り方に関する懇談会)				